

諮問第 47 号の答申
住宅・土地統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第47号による住宅・土地統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

総務大臣から諮問のあった平成 24 年 11 月 28 日付け総政企第 362 号の別紙に付す平成 24 年 11 月 14 日付け総統勢第 228 号により申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の要件（基幹統計の作成目的に照らして必要かつ十分であること、統計技術的に合理的かつ妥当なものであること、他の基幹統計調査との間の重複が合理的な範囲を超えていないこと）のいずれにも適合しているため、「住宅・土地統計調査」（基幹統計調査）（以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画を修正する必要がある。

(2) 理由等

ア 調査事項の主な変更

< 調査票甲及び調査票乙に共通する調査事項 >

(ア) 変更事項 1

勤めか自営かなどの別に関する調査事項の選択肢について、本申請では、表 1 のとおり、変更する計画である。

表 1

調査内容	勤めか自営かなどの別
変更前	
変更後	
変更理由	世帯の家計を支える世帯員の雇用実態をより詳細に把握するため。

これについては、世帯の家計を支える世帯員が雇われている場合の選択肢のうち、非正規雇用者の区分である臨時雇を「労働者派遣事業所派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に細分化するとともに、これらとの対比が容易となるよう、正規雇用者の区分である常雇を「正規の職員・従業員」に変更するものである。

これにより世帯の家計を支える世帯員の雇用形態を近年の法令、政策・研究で一般的となっている雇用形態の分類概念により、居住住宅の種類（持ち家、公営の借家、民間借家等）や居住水準等との関係についてのデータが得られると認められることから、適当である。

(イ) 変更事項 2

子の住んでいる場所に関する調査事項の見出し及び選択肢について、本申請では、表2のとおり、変更する計画である。

表 2

調査内容	子の住んでいる場所
変更前	
変更後	
変更理由	子が近くに住んでいるか否かの実態をより正確に把握するため。

これについては、本調査事項の目的は、「別世帯となっている子」がいるか否かではなく、「子」が近くに住んでいるか否か（近居）を明らかにし、高齢単身世帯等とその支援世帯がお互いに交流・援助しながら生活する環境の整備実態について把握することである。このため、この目的に沿って当該実態をより正確に把握することができるよう見出しや選択肢の内容を変更するものであり、これにより調査事項の目的に沿った的確な記入が図られるものと認められることから、適当である。

(ウ) 変更事項 3

東日本大震災による転居の有無及び転居した場合の理由に関する調査事項について、本申請では、表3のとおり、追加する計画である。

表 3

調査内容	東日本大震災による転居
変更前	
変更後	
変更理由	東日本大震災の影響による転居等の実態を把握するため。

これにより我が国の住宅に関する実態に広範かつ重大な影響を与えたと認められる東日本大震災について、それがもたらした居住状況の変化等に関する具体的なデータを把握しようとするものであると認められることから、適当である。

ただし、本事項については、以下のとおり指摘する。

(イ)の転居理由に関する選択肢については、「住宅に住めなくなった」及び「その他」のいずれか一つを選択するものであることを、より一層明確にするため、表4のとおり、設問文を「(イ) 転居の主な理由は何ですか」に修正する必要がある。

(イ)の転居理由に関する選択肢のうち「住宅に住めなくなった」には、住宅が震災の被害を受けたことにより物理的に住めなくなったケースのほか、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、警戒区域等の指定を受け、自由に住宅への出入りができなくなったケースなども該当する。このため、報告者が記入に当たって混乱することが

ないように、「住宅に住めなくなった」に該当するケースを「調査の記入のしかた」において十分に説明する必要がある。

表4（統計委員会指摘事項）

調査内容	申請案	統計委員会修正案
東日本大震災により 転居した場合の理由	（設問（イ）） 転居の理由は何ですか	（設問（イ）） 転居の <u>主な</u> 理由は何ですか

（工）変更事項 4

住宅の増改築、改修工事等に関する調査事項について、本申請では、表5のとおり、変更する計画である。

表5

調査内容	住宅の増改築、改修工事等																												
変更前	<p>18 住宅の増改築 改修工事等 ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>(ア)平成16年1月以降住宅の増改築や改修工事等をしましたか</p> <p>増改築や改修工事等をした</p> <table border="1"> <tr> <td>地盤・間取りの 変更</td> <td>台所・トイレ・浴室 洗面所の改修工事</td> <td>天井・壁・床等の 内装の改修工事</td> <td>屋根・外壁等 の改修工事</td> <td>壁・柱・基礎等 の補強工事</td> <td>窓・壁等の断熱 気密防止工事</td> <td>その他 の工事</td> <td>工 事 し て い な い</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>(イ)平成16年1月以降高齢者等のための設備の工事をしましたか ・将来に備えて工事した場合も含めます</p> <table border="1"> <tr> <td>階段や廊下の 手すりの設置</td> <td>屋内の段差 の解消</td> <td>浴室の工事</td> <td>トイレの工事</td> <td>その他</td> <td>工 事 し て い な い</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	地盤・間取りの 変更	台所・トイレ・浴室 洗面所の改修工事	天井・壁・床等の 内装の改修工事	屋根・外壁等 の改修工事	壁・柱・基礎等 の補強工事	窓・壁等の断熱 気密防止工事	その他 の工事	工 事 し て い な い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	階段や廊下の 手すりの設置	屋内の段差 の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	工 事 し て い な い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
地盤・間取りの 変更	台所・トイレ・浴室 洗面所の改修工事	天井・壁・床等の 内装の改修工事	屋根・外壁等 の改修工事	壁・柱・基礎等 の補強工事	窓・壁等の断熱 気密防止工事	その他 の工事	工 事 し て い な い																						
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																						
階段や廊下の 手すりの設置	屋内の段差 の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	工 事 し て い な い																								
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																								
変更後	<p>18 平成21年1月以降の住宅の増改築 改修工事等 ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>(ア)住宅の増改築や改修工事等をしましたか</p> <p>増改築や改修工事等をした</p> <table border="1"> <tr> <td>地盤・間取りの 変更</td> <td>台所・トイレ・浴室 洗面所の改修工事</td> <td>天井・壁・床等の 内装の改修工事</td> <td>屋根・外壁等 の改修工事</td> <td>壁・柱・基礎等 の補強工事</td> <td>窓・壁等の断熱 気密防止工事</td> <td>その他 の工事</td> <td>工 事 し て い な い</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>(イ)高齢者等のための設備の工事をしましたか ・将来に備えて工事した場合も含めます</p> <table border="1"> <tr> <td>階段や廊下の 手すりの設置</td> <td>屋内の段差 の解消</td> <td>浴室の工事</td> <td>トイレの工事</td> <td>その他</td> <td>工 事 し て い な い</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	地盤・間取りの 変更	台所・トイレ・浴室 洗面所の改修工事	天井・壁・床等の 内装の改修工事	屋根・外壁等 の改修工事	壁・柱・基礎等 の補強工事	窓・壁等の断熱 気密防止工事	その他 の工事	工 事 し て い な い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	階段や廊下の 手すりの設置	屋内の段差 の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	工 事 し て い な い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
地盤・間取りの 変更	台所・トイレ・浴室 洗面所の改修工事	天井・壁・床等の 内装の改修工事	屋根・外壁等 の改修工事	壁・柱・基礎等 の補強工事	窓・壁等の断熱 気密防止工事	その他 の工事	工 事 し て い な い																						
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																						
階段や廊下の 手すりの設置	屋内の段差 の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	工 事 し て い な い																								
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																								
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> 調査時点の推移に対応した住宅の増改築等の実態を把握するため。 東日本大震災による被災箇所の改修工事の実態を把握するため。 																												

これについては、調査時点に関する表記を、個別の設問文から冒頭の設問の見出しに移すとともに、従来から把握していた住宅の増改築や改修工事等の実態に加え、我が国の住宅に関する実態に広範かつ重大な影響を与えたと認められる東日本大震災による被災箇所の改修工事の実態を把握しようとするものであると認められることから、適当である。

（オ）変更事項 5

住宅の水洗トイレ等の有無に関する調査事項について、本申請では、表6のとおり、削除する計画である。

表 6

調査内容	水洗トイレ等の有無
変更前	
変更後	(削除)
変更理由	過去 2 回の調査結果において、時系列的に高い普及率の実態が把握されたため。

これについては、住宅の水洗トイレ等の有無に関する実態は、過去 2 回の本調査（平成 15 年、20 年に実施）の結果において、時系列的に大きな変化はなく、かつ、普及率がいずれの設備も約 9 割と高い状況が把握されたことから削除するものであり、適当である。

(カ) 変更事項 6

自動火災感知設備（住宅用火災警報器等）に関する調査事項について、本申請では、表 7 のとおり、削除する計画である。

表 7

調査内容	自動火災感知設備（住宅用火災警報器等）
変更前	
変更後	(削除)
変更理由	他の調査等により自動火災感知設備（住宅用火災警報器等）の実態の把握が可能となったため。

これについては、以下の理由から削除するものであり、適当である。

総務省消防庁において、全国規模で自動火災感知設備の設置率に係る調査が行われ、当該設置率に関するデータを得ることが可能となったこと

新築住宅については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 2 の規定により、平成 18 年 6 月 1 日から住宅用火災警報器の設置が義務化され、また、既存住宅についても、消防法の上記規定に基づく市町村条例の規定により 23 年 6 月 1 日までに順次、当該設置が義務化されたことにより、今後、当該設置の進展が見込まれること

< 調査票甲に関する調査事項 >

(キ) 変更事項 7

現住居以外の土地に関する調査事項について、本申請では、表 8 のとおり、追加する計画である。

表 8

調査内容	現住居以外の土地
変更前	
変更後	
変更理由	現住居以外の土地の所有状況をより正確に推計するため。

これについては、現住居以外の土地に係る面積について、従来、調査票乙により把握していたところであるが、国土交通省から過小推計の可能性があったとの指摘^(注)を受けたため、調査票甲において、新たに当該土地の所有の有無等を把握し、調査票乙において把握する現住居以外の土地の面積の推計を行う際のベンチマークとして活用するために追加するものであり、推計精度を高めるものと認められることから、適当である。

(注) 国土交通省が、平成20年に実施された前回の本調査の結果を転写・集計することにより取りまとめた「平成20年世帯に係る土地基本統計」において、15年から20年にかけて世帯が所有する土地の面積が10%以上の大幅減少していることから、同省は過小推計の可能性があったと指摘している。

< 調査票乙に関する調査事項 >

(ク) 変更事項 8

現住居以外の土地の所有に関する調査の対象範囲について、本申請では、表9のとおり、変更する計画である。

表9

調査内容	変更前	変更後	変更理由
現住居以外の土地の所有（所有している土地の種類及び所有総数）	宅地など（農地・山林以外の土地）及び農地・山林について、所有する全区画等が対象	宅地などについては面積の大きい区画から順に3区画まで、農地・山林については所在する市区町村ごとまとめて所有面積の大きい順に2市区町村までが対象	過去3回の本調査結果から、宅地などには3区画まで、農地・山林は2市区町村までで、面積のほぼ100%が把握できるため。

これについては、過去3回の本調査（平成10年、15年、20年に実施）の結果を分析した結果、面積の大きい順に宅地などは3区画、農地・山林については2市区町村分まで把握することにより、現住居以外に所有している土地の面積をほぼ100%把握できることが明らかになったため、調査の対象範囲を上記の3区画等に限定するものである。

これにより、報告者の記入負担が軽減されるのみならず、従来、調査員は報告者に対し、所有区画数等が調査票に記入可能な4区画等を超えるか否かを確認し、該当する場合に別途調査票を追加配布する必要があったが、当該配布が不要となり、調査員事務の負担軽減も図られることから、適当である。

(ケ) 変更事項 9

現住居以外の土地にある建物の所有者の属性に関する調査事項について、本申請では、表10のとおり、削除する計画である。

表10

調査内容	建物の所有者						
変更前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>34 建物の所有者 ・共有の場合は、当てはまる区分すべてに記入してください</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">あなたの世帯 の世帯員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">世帯又は生計をともにして いない配偶者・親など</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">その他の世帯の世帯員 又は法人など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table> </div>	あなたの世帯 の世帯員	世帯又は生計をともにして いない配偶者・親など	その他の世帯の世帯員 又は法人など	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
あなたの世帯 の世帯員	世帯又は生計をともにして いない配偶者・親など	その他の世帯の世帯員 又は法人など					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
変更後	（削除）						
変更理由	過去3回の本調査の結果において、時系列的に大きな変化がみられず、一定の傾向が把握されたため。						

これについては、現住居以外の土地にある建物の所有者の実態は、過去3回の本調査（平成10年、15年、20年に実施）の結果において、時系列的に大きな変化はなく、かつ、その所有者は当該土地の所有者世帯の世帯員が約8割と一定の傾向が把握されたことから、

当該調査事項を削除するものであり、適当である。

(コ) 変更事項 10

現住居以外の土地の主たる使用者に関する調査事項について、本申請では、表 11 のとおり、選択肢を追加する計画である。

表 11

調査内容	土地の主たる使用者					
変更前	<table border="1"> <tr> <td>35 土地の主たる使用者 ・駐車場経営やアパート経営などの場合はその建物の施設を利用している人について記入してください</td> <td>あなたの世帯 の世帯員 <input type="radio"/></td> <td>住居又は生計をともにして いない配偶者・親など <input type="radio"/></td> <td>その他の世帯の世帯員 又は法人など <input type="radio"/></td> </tr> </table>	35 土地の主たる使用者 ・駐車場経営やアパート経営などの場合はその建物の施設を利用している人について記入してください	あなたの世帯 の世帯員 <input type="radio"/>	住居又は生計をともにして いない配偶者・親など <input type="radio"/>	その他の世帯の世帯員 又は法人など <input type="radio"/>	
35 土地の主たる使用者 ・駐車場経営やアパート経営などの場合はその建物の施設を利用している人について記入してください	あなたの世帯 の世帯員 <input type="radio"/>	住居又は生計をともにして いない配偶者・親など <input type="radio"/>	その他の世帯の世帯員 又は法人など <input type="radio"/>			
変更後	<table border="1"> <tr> <td>34 土地の主たる使用者 ・駐車場経営やアパート経営などの場合はその建物の施設を利用している人について記入してください</td> <td>あなたの世帯 の世帯員 <input type="radio"/></td> <td>住居又は生計をともにして いない配偶者・親など <input type="radio"/></td> <td>その他の世帯の世帯員 又は法人など <input type="radio"/></td> <td>使用者は いない <input type="radio"/></td> </tr> </table>	34 土地の主たる使用者 ・駐車場経営やアパート経営などの場合はその建物の施設を利用している人について記入してください	あなたの世帯 の世帯員 <input type="radio"/>	住居又は生計をともにして いない配偶者・親など <input type="radio"/>	その他の世帯の世帯員 又は法人など <input type="radio"/>	使用者は いない <input type="radio"/>
34 土地の主たる使用者 ・駐車場経営やアパート経営などの場合はその建物の施設を利用している人について記入してください	あなたの世帯 の世帯員 <input type="radio"/>	住居又は生計をともにして いない配偶者・親など <input type="radio"/>	その他の世帯の世帯員 又は法人など <input type="radio"/>	使用者は いない <input type="radio"/>		
変更理由	使用者のいない土地の実態をより詳細に把握するため。					

これについては、現住居の敷地以外の宅地などの土地について主たる使用者のいないカテゴリーを設け未使用の実態を把握しようとするものであり、土地の利用状況の適切な把握に資するものと認められることから、適当である。

<建物調査票に関する調査事項>

(サ) 変更事項 11

長屋建及び共同住宅における総住宅数に関する調査事項について、本申請では、表 12 のとおり、追加する計画である。

表 12

調査内容	長屋建と共同住宅について、これらの建物内の総住宅数
変更前	(調査の事前準備において作成する調査対象名簿に建物内総住宅数を記入)
変更後	長屋建と共同住宅について、これらの建物内の総住宅数を把握するため「建物内総住宅数」の設問を追加
変更理由	より正確な記入を図るため。

これについては、従来は調査員が調査の事前準備において作成する調査対象名簿において建物内総住宅数を把握していたが、「建物内総住宅数」に係る項目を建物調査票に移し、調査員が建物調査票による実査の際に把握することとするためである。

これにより、建物調査票において、建物内総住宅数との整合性の確保が必要な他の調査事項である「住宅の建て方」(一戸建て、長屋建て、共同住宅等)との突合が容易になり、より正確な記入が図られるものと認められることから、適当である(図 1 及び図 2 を参照)。

図1 【従来】調査対象名簿（平成20年住宅・土地統計調査）

図2 【今回】建物調査票（案）（平成25年住宅・土地統計調査）

イ 調査方法の変更等

(ア) インターネットを用いた回答方式を選択できる対象地域の拡大

総務省は、調査実施の効率化等の観点から、前回調査で一部地域(11都道府県の15市。約8万世帯)において導入したインターネットを用いた回答方式(以下「オンライン調査」という。)について、表13のとおり、対象地域を全市町村に拡大して実施することを計画している。

また、オンライン調査の実施に当たっては、市町村ではオンライン調査による回答の受付状況を確認の上、当該状況を調査員に伝達し、これに基づき調査員は調査票未提出世帯については再度訪問して、調査票(紙ベース)を回収する必要がある。こうしたことから、オンライン調査の対象地域を拡大した場合、調査員による調査票回収が従来より長期化することが予想されるため、調査期間を平成20年の前回調査(9月23日から10月15日)に比べ今回調査(9月23日から10月24日)では、9日間延長することとしている。

表13


区 分	平成20年調査	平成25年調査(案)
実施範囲	11都道府県15市	全市町村
調査対象	約5,400調査区、約80,000世帯	約205,000調査区、約3,500,000世帯
回答形式	P D F形式	H T M L形式
回答率	約5.3%	-

これらについては、報告者の利便性を向上させ、調査票の円滑な提出を可能とする措置であることから、適当である。

(イ) コールセンターの拡充

今回、総務省は、本調査に関する調査対象世帯からの照会に的確かつ効率的に対応する観点から、表14のとおり、民間事業者に委託して設置するコールセンターを拡充する計画である。

表14

<p>前回(平成20年)調査における応答実績(応答率:約70%)を踏まえ、今回調査においては、応答率90%程度を確保すべく席を配置しつつ、以下のとおり、調査実施の事前周知、調査票配布、調査票回収、調査票督促期間等の時期に応じて弾力的に席数を設定。</p>			
<p>・平成20年調査</p>			
期 間	席 数	時 間	延べ席数
8月16日～9月15日(29日間)	12席	13時間	4,524席
9月16日～9月20日(5日間)	24席	13時間	1,560席
9月21日～10月15日(23日間)	60席	13時間	17,940席
合 計			24,024席
<p>・着信総数:72,770件 ・応答率:70.7%(応答総数:51,469件) ・延べ席数:24,024席 ・1席当たりの延べ処理件数:2.1件(51,469/24,024)</p>			
			
<p>・平成25年調査(案)</p>			
期 間	席 数	時 間	延べ席数
9月1日～9月19日(19日間)	15席	13時間	3,705席
9月20日～10月7日(18日間)	100席	13時間	23,400席
10月8日～10月15日(8日間)	50席	13時間	5,200席
10月16日～10月27日(12日間)	15席	13時間	2,340席
合 計			34,654席
<p>・着信総数:80,000件 今回調査では、オンライン調査に関する照会増を踏まえ、前回の1.1倍と想定 ・応答率:90%以上(応答総数:72,000件) 厳しい調査環境の下、報告者の忌避感を緩和するため、今回調査では、応答率を90%以上に設定 ・1席当たりの延べ処理件数:2.1件 前回調査実績に基づく。 ・応答総数(72,000件)÷1席当たりの延べ処理件数(2.1件)=延べ席数:34,000席が必要</p>			

これについては、オンライン調査の対象地域の拡大等により、調査対象世帯から地方公共団体への照会が増加することが予想される中、前回調査における照会総数や照会時期の実績を考慮しつつ応答率の向上を図るため席数を設定しており、これにより調査の円滑な実施や地方公共団体の照会対応業務の負担軽減が図られるものと認められることから、適当である。

ウ 集計事項の充実

今回、総務省は、世帯の家計を支える世帯員の雇用形態に関する把握の詳細化、東日本大震災による転居の有無・転居理由や改修工事の有無・工事内容の追加等の調査事項の変更に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、世帯の家計を支える世帯員の雇用形態に係る一般的な分類概念と居住住宅との関係にデータや東日本大震災が住民の居住や住宅に及ぼした影響に関するデータ等が新たに把握できることになること等と認められることから、適当である。

2 諮問第1号答申「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」（平成19年12月10日府統委第26号）における今後の課題への対応について

本調査については、平成20年に実施された前回の本調査に係る本委員会の答申（諮問第1号答申「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」（平成19年12月10日府統委第26号、以下「前回答申」という。））において、今後の課題として、以下の3事項に関する検討の必要性が指摘されている。

住宅の「質」の確保に留意した調査事項の見直しの検討

世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することの検討

本調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討

これらの指摘事項に関する総務省の検討結果の概要は、表15のとおりである。

表15

前回答申の指摘事項	指摘事項に関する総務省の検討結果の概要
<p>今後、調査事項を見直すに際しては、住宅に関する施策においてどのような「質」を確保すべきかについて留意しつつ、施策の立案者等との間で十分な検討を行う必要がある。</p>	<p>本調査の調査事項の見直しに当たり、従来の調査事項に加え、住宅のソフト面において、どのような「質」を把握する必要があるのかという点に留意しつつ、以下のプロセスにより検討を行った結果、住宅の「質」に関する調査事項として、新規に把握する必要性のある事項は特にないと結論に至った。</p> <p>第1段階：要望把握の実施 平成23年6月に、各府省、都道府県及び主要ユーザーから調査事項に係る要望把握を実施し、436件の要望事項を把握した。</p> <p>第2段階：住宅・土地統計調査に関する研究会等における審議等 「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」（平成23年9月から24年11月まで6回開催。座長：浅見泰司東京大学大学院工学研究科都市工学専攻教授。オブザーバーとして国土交通省及び東京都も参加）を開催し、上記要望事項等に基づき、調査事項に関する具体の審議を行った。</p> <p>また、この研究会での審議と並行して、住宅施策の立案者である国土交通省との間で、平成23年11月から24年2月にかけて、上記要望事項等に基づき調査事項の精査を行った。</p> <p>これらの審議等の結果、住宅の「質」に関して新規に把握すべき調査事項の候補として、風力発電装置や高効率給湯設備の有無等の把握が挙げたが、認知度等の問題から、平成25年調査において把握する必要性は低いと結論に至った。</p>
<p>住宅・土地に関する施策の企画・立案に際して、住宅の選択に影響を及ぼして</p>	<p>世帯の収入構造等に関する調査事項の追加について、上記の研究会において検討を行った結果、以下の理由により、困難かつ必要性が低いと結論に至った。)当該調査事項は、他の統計調査の結果からみて、調査対象世帯の忌避感が非常に強いものであることから、その追加は、本調査の円滑な実施に大きな影響を与えるおそれがある</p>

前回答申の指摘事項	指摘事項に関する総務省の検討結果の概要
<p>いる事項を明らかにする必要がありと考えられることから、世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することについて検討を行う必要がある。</p>	<p>こと。)当該調査事項は、他の統計調査(全国消費実態調査)において、一定の住宅関連事項(住居の所有関係、敷地面積、建築時期等)とともに把握されており、同調査の調査票情報の二次利用により、収入構造等と居住宅との関係を分析することが可能であること。</p>
<p>本調査については、実施後に調査世帯の一部に対して住生活総合調査(仮称)が実施される予定となっており、2つの調査の結果が一体的に利用されることとなることから、住生活総合調査(仮称)との関係を整理し、統合すること等の是非及び可否を検討する必要がある。</p>	<p>本調査と住生活総合調査(国土交通省所管の一般統計調査)について、調査の効率的な実施の観点から、両調査の統合や同時実施の可否等について検討を行った結果、以下のとおり、両調査の統合や同時実施については困難であるとの結論に至った。</p> <p>しかしながら、前回(平成20年)調査と同様、各調査毎に別の時期に調査を実施するものの、国土交通省と連携を図り、実務面での創意工夫(本調査の調査対象名簿等の住生活総合調査における再利用に加え、本調査を実施する際の住生活総合調査の趣旨に係る事前周知、両調査の調査員の共通化等)による調査対象世帯の負担感の軽減や調査の円滑化を図ることとしている。</p> <p>統合に係る検討状況</p> <p>平成20年に実施された本調査(調査票甲)の調査事項は調査票4面に40事項、同様に住生活総合調査は調査票8面に98事項と非常に多いことから、調査事項の量を従来のまま統合した場合、記入者負担の大幅増に伴う両調査の結果精度の悪化が懸念されるため、統合に当たっては両調査の既存の調査事項の大幅な削減が必要である。</p> <p>このため、国土交通省とともに調査事項の削減を検討したが、本調査の調査事項は、住生活関連諸施策の基礎的なデータとして必要最小限のものに限定されており、また、住生活総合調査の既存の調査事項についても、その調査結果が住生活基本法に基づく住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)及び都道府県計画の指標等に使用されており、施策推進の観点から大幅な削減が困難な状況である。</p> <p>以上のことから、両調査の統合については困難であるとの結論に至った。</p> <p>同時実施に係る検討</p> <p>両調査の同時実施については、以下の点が課題であると考えられた。</p> <p>前述のとおり、両調査の調査事項を大幅に削減することは困難であることから、両調査の調査対象となる世帯は、報告者負担が非常に大きくなるため、両調査の回収率の大幅な低下を招かないようにすること</p> <p>本調査は、約350万世帯(住戸)を対象として、都道府県・市町村の統計主管課経由の調査員調査で実施している一方、住生活総合調査は、本調査の調査対象世帯のうち約10万世帯を対象として、主に都道府県・市町村の住宅主管課経由の調査員調査で実施しており、調査対象の規模や調査方法が異なっているため、二つの調査系統の間で、実査について十分な連携を図る必要があること</p> <p>こうしたことから、上記課題への対応可能性を検討するため、平成24年7月に、5都府県10市町において本調査に係る試験調査を実施した際に、一部の調査区(120調査区・約2,040住戸の3分の1に当たる40調査区・約680住戸)を住生活総合調査試験調査と同一の調査区(同時実施調査区)とし、実地に検証を行った。</p> <p>同時実施調査区においては、本調査の調査対象となる17住戸の中から住生活総合調査の調査対象となる12世帯を抽出し、当該世帯に対し、本調査試験調査の調査票(調査票甲)と住生活総合調査試験調査の調査票を同時に配布した。残りの5世帯については、住宅・土地統計調査試験調査の調査票甲のみを配布し、それぞれの調査票回収状況等を比較した。</p> <p>その結果、回収率については、同時実施調査区において、本調査試験調査の調査票甲のみを配布した世帯(各5世帯)の調査票回収率が83.1%であったのに対し、両調査の調査票を同時に配布した世帯(各12世帯)の調査票回収率が79.8%と3.3%下落した。特に大都市において顕著に表れ、以下のとおり10%以上の差となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都世田谷区： 12.8% ・東京都荒川区： 10.0% ・愛知県名古屋市： 10.4% ・京都府京都市： 19.7% <p>また、実査面についても、調査対象世帯により、本調査の調査票のみを配布する場合と本調査と住生活総合調査の両方の調査票を配布する場合があることから、調査票の誤配布が発生しており、調査員の配布作業に混乱が発生した。</p> <p>以上のことから、両調査の同時実施についても困難であるとの結論に至った。</p>

前回答申の指摘事項に関する総務省の検討については、以下のとおり評価する。

(1) 住宅の「質」の確保に留意した調査事項の見直しの検討について

各府省、都道府県及び主要ユーザーから調査事項に係る要望把握を実施し、これらの要望事項を踏まえ、「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」(以下「研究会」という。)において調査事項に関する審議を行うとともに、住宅施策の立案者である国土交通省との間で調査事項の精査を行った。その結果、本調査の平成25年調査において、住宅の「質」に関し、新規に把握する必要性のある事項は特にないと結論を得たことは、検討結果として妥当と評価する。

(2) 世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することの検討について

世帯の収入構造等に関する調査事項の追加について、研究会において検討を行った。その結果、当該調査事項に係る調査対象世帯の忌避感やこれを追加した場合の調査実施への影響、他の統計調査の調査票の二次利用による世帯の収入構造等と居住住宅との関係の分析可能性等を勘案すると、当該追加は困難かつ必要性が低いとの結論を得たことは、検討結果として妥当と評価する。

(3) 本調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討について

本件課題については、総務省と国土交通省が連携し、かつ、有識者を交えた研究会を設けて検討が行われ、その結果は次のようになっている。

ア 両調査の統合等は行わず、各調査ごとに別の時期に調査を実施する。これは、以下の理由による。

）両調査の目的及び施策への活用状況に照らせば調査事項の削減が困難である一方、両調査の統合実施をする場合に報告者の負担増とそれによる回収率の低下を防ぐ観点からは調査事項の削減が求められるところ、両者の両立は困難であり、結果的に統合が困難であること。

）)が難しい場合であってもなお、両調査の同時実施の可能性を求め、試験調査を実施したが、大都市等における著しい回収率の低下と、調査票の誤配布等実査上の混乱が生じたこと。

イ 調査対象世帯の負担感及び実査を担当する地方公共団体や調査員の事務負担を軽減するため、次の措置を実施する。

）本調査を実施する際の住生活総合調査の趣旨等に係る事前周知

）住生活総合調査の調査票の形式の変更(本調査の調査票に倣った用紙規格のA4版への変更や回答方式のマークシート方式の導入及び調査事項の読みやすさなどを勘案したレイアウトへの変更)

この結果については、

- ・ その検討が関係者の連携の下で有識者も交えた場で行われたものであること、
- ・ 二つの調査の統合という課題設定が報告者負担の軽減を目指したものであることを踏まえて幅広く可能性を検討した上で導かれたものであること、
- ・ 結果として導き出された報告者の負担感等の軽減措置の実施が計画されていることから、妥当と評価する。

3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応について

本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)

(以下「基本計画」という。)において、住宅・土地に関する統計体系について検討することが指摘されており、具体の指摘事項とこれらに関する総務省の検討結果の概要は、表 16 のとおりである。

表 16

基本計画の指摘事項	指摘事項に関する総務省の検討結果の概要																															
<p>(具体的な措置、方策等) 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。 (実施時期) 平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。</p>	<p>・ 「住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し」の観点からは、平成 25 年住宅・土地統計調査の企画時期までに結論が得られる部分に着目し、結果利用上の利便性向上に資するため、両調査の調査結果の整合を図ることについて検討を行った。 その結果、例えば、「夫婦と子供から成る世帯」の内訳として「夫婦のいずれかが家計主」と「子供が家計主」の集計区分を導入することで、国勢調査結果との整合が取りやすくなるといった集計上の工夫を図るという結論に至った(下表を参照)。</p> <p>(例：家族類型のイメージ)</p> <table border="1" data-bbox="614 801 1396 918"> <tr> <td rowspan="3">総数</td> <td colspan="5">親族世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総数</td> <td colspan="4">核家族世帯</td> </tr> <tr> <td>夫婦のみ の世帯</td> <td>夫婦と子供から 成る世帯</td> <td>男親と子供から 成る世帯</td> <td>女親と子供から 成る世帯</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="614 990 1396 1146"> <tr> <td rowspan="3">総数</td> <td colspan="5">親族世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総数</td> <td colspan="4">核家族世帯</td> </tr> <tr> <td>夫婦のみ の世帯</td> <td>夫婦と子供から 成る世帯 夫婦のいずれ かが家計主</td> <td>男親と子供から 成る世帯 子供が 家計主</td> <td>女親と子供から 成る世帯 女親が 家計主</td> <td>子供が 家計主</td> </tr> </table> <p>・ 「住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非」及び「住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握」の検討結果については、前述 2 のとおりである。</p>	総数	親族世帯					総数	核家族世帯				夫婦のみ の世帯	夫婦と子供から 成る世帯	男親と子供から 成る世帯	女親と子供から 成る世帯	総数	親族世帯					総数	核家族世帯				夫婦のみ の世帯	夫婦と子供から 成る世帯 夫婦のいずれ かが家計主	男親と子供から 成る世帯 子供が 家計主	女親と子供から 成る世帯 女親が 家計主	子供が 家計主
総数	親族世帯																															
	総数		核家族世帯																													
		夫婦のみ の世帯	夫婦と子供から 成る世帯	男親と子供から 成る世帯	女親と子供から 成る世帯																											
総数	親族世帯																															
	総数	核家族世帯																														
		夫婦のみ の世帯	夫婦と子供から 成る世帯 夫婦のいずれ かが家計主	男親と子供から 成る世帯 子供が 家計主	女親と子供から 成る世帯 女親が 家計主	子供が 家計主																										

以上のうち、指摘 に関する総務省の検討結果については、本調査の結果と国勢調査の結果との整合が取りやすくなるように集計上の工夫を行っていることが認められることから、基本計画における指摘への対応として評価する。

なお、指摘 及び に係る評価については、前述 2 のとおりである。

4 東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等

今回、総務省は、一昨年(平成 24 年)の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の 3 県における仮設住宅入居世帯への対応として、下記のとおり、当該世帯を対象とした代理申告等による調査の実施等の対応を行うこととしている。

代理申告(調査員が世帯員以外の者に質問することによる調査)

市町村職員及び指導員が調査員に随行し調査

仮設住宅入居者に協力を依頼し、調査員に任命した上での調査

市町村が所有する行政記録情報等によるデータ補完(住宅の属性情報を中心に補完)

このことについては、特例的ではあるが、3 県における仮設住宅入居者の心情等に配慮し、報告者負担の軽減を図るものであり、調査の円滑な実施に資するものと認められることから、適当である。

5 今後の課題

今回、本調査において、対象地域を全市町村に拡大して実施することを計画しているオンライン調査については、適切に回答しないと次の設問に進めない等の仕組みにより不詳の発生が少ないこと、調査員が面接して調査票を回収することが困難な若年層等から回答を得る方法として効果的なものであることなどから、調査方法として、今後、より一層推進される必要がある。

一方で、オンライン調査の実施に当たっては、市町村がオンライン調査による回答の受付状況を確認の上、その状況を調査員に伝達し、これに基づき調査員が調査票未提出世帯を訪問して調査票を回収する必要があるなど実査事務が従来よりも煩雑となるといった問題もある。

こうした中で、平成 25 年の本調査は、調査対象世帯が全国約 350 万世帯という最大規模の標本調査において、当該世帯に対して等しくオンライン調査を認める初めての調査であり、この実施を通じて得られるオンライン調査に関する知見は、次回の本調査（平成 30 年調査）のみならず、今後、他の統計調査においてオンライン調査を導入・拡大するに当たっても、極めて有用なものになると考えられる。

したがって、今回の本調査の実施に当たっては、オンライン調査の実施に伴う実査事務、コスト、記入者負担等様々な観点から、その効果や問題点、改善点等の把握に努め、得られた結果について、次回の本調査（平成 30 年調査）に反映させることはもとより、国勢調査等他の統計調査においてオンライン調査を実施する場合の参考となるよう各府省に情報を提供する必要がある。

第41回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日時 平成25年1月28日(火) 9:58~11:35
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - (部会長) 津谷 典子
 - (委員) 廣松 毅、白波瀬 佐和子
 - (専門委員) 大江 守之、濱 博文、望月 久美子
 - (審議協力者) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - (調査実施者) 総務省統計局統計調査部：岩佐国勢統計課長ほか
 - (事務局) 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議題 住宅・土地統計調査の変更について
- 5 概要

(1) 審議全体について

- ①前回の部会での調査事項の修正に関する確認事項、②前回答申と「公的統計の整備に関する基本的な計画」の指摘事項である「住宅・土地統計調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討」、③住宅・土地統計調査(以下「本調査」という。)の変更に係る答申案について審議を行った。
- 部会長から答申案が示され、審議の結果、文言の一部修正を行うことを前提に答申案は採択された。修正については、部会長に一任され、答申案は所要の修正後、第62回統計委員会(2月15日開催予定)において部会長から報告することとされた。
- 審議における委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

(2) 前回の部会での調査事項の修正に関する確認事項について

- 調査票乙の「現住居以外の土地」の取得時期に係る選択区分を13区分から7区分とすることに関する確認事項について、総務省統計局から説明がなされ、部会として原案どおりで適当であると判断された。

(3) 本調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討について

本調査の実施者である総務省(統計局)及び住生活総合調査の実施者である国土交通省から、両調査の目的、調査内容、施策への活用状況及び調査対象世帯の負担感の軽減措置等について説明があった。

これを踏まえた委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

- 両調査の調査事項については、本調査は住宅等の実態把握のために必要な基礎的事項に限定されており、また、住生活総合調査は住生活基本計画の指標等に活用されていることから、現行以上に削減すると調査目的が達成できなくなるおそれがある。
- 平成20年の際、住宅に関するフェイス事項については、本調査で一括して調査し、その結果を住生活総合調査で利用することとされ、両調査の調査事項が整理された結果、両調査の調査事項の間の重複はなくなったため、必要以上に報告者負担を課していることはない。
- 住生活総合調査の調査結果は、国の住宅政策等のみならず地方公共団体の住宅政策等にお

けるニーズも高いことから、当該調査の調査事項の必要性は否定できないものとする。

- 調査事項の削減については、調査の目的や結果活用等から限界があり、両調査の調査事項を大幅に削減できない中で統合を行うことはかえって報告者負担を増加させることにつながるのではないか。
- 両調査については、調査規模や調査の流れの相違が非常に大きいことから、統合等を行うと実査面で相当の混乱が起こるおそれがあり、リスクが大きい。したがって、両調査を別個に実施する方法には一定の合理性があるものとする。
- 実査を担当している立場から言うと、各調査を単独で実施しても回収が難しくなっている状況の中で、さらに両調査を統合あるいは同時実施という形で実施するということになると、市区町村や調査員の負担が大幅に増加する。一方、両調査はともに、地方公共団体の住宅施策の推進に必要不可欠なものである。これらの点を勘案すると、各調査ごとに別の時期に調査を実施する方法が、現実的な対応であるとする。
- 報告者負担については、調査事項の量に起因する物理的な負担のほか、設問文が容易に理解できるか、調査票が見やすいか等に起因する心理的な負担といったものもあることから、報告者負担の検討に当たっては、後者の点も十分に勘案する必要がある。
- 「本調査と住生活総合調査との統合すること等の是非及び可否の検討」については、両調査の施策への活用状況等に照らせば調査事項の削減は困難であるが、当該削減を行わないまま両調査を統合又は同時に実施することは報告者や実査担当者に大きな負担増を招くことから、両調査の統合等は困難かつ適切でないという結論を部会の意見にさせていただく。

(4) 答申案について

[今後の課題について]

- 今回、オンライン調査の対象地域を全市町村に拡大して実施することが計画されていることから、その実施において生じる問題点を把握し、改善方策の検討を行う必要があるのではないか。また、平成30年の本調査の実施に向けて、東日本大震災からの復興の実態を継続的に把握することを検討すべきではないか。
- 平成30年の本調査の実施に向けて、今後も「住宅の質」に関して様々な観点から検討する必要があるのではないか。
- 「住宅の質」について中長期的に検討を行うことは重要と思われるが、今回の部会審議において、当面、住宅の質の観点から追加すべき調査事項はないとの結論になったことから、今後の課題として設定することは難しいとする。
- 今後の課題として設定することを求めているわけではないが、今後、世帯規模の縮小、高齢化の進展等といった中で、住宅ストックや住宅需要の状況も変化していくものと思われることから、その変化に応じて、住宅・土地に関する調査の在り方や役割分担等について、中長期的な視点で検討することが必要となってくるのではないか。

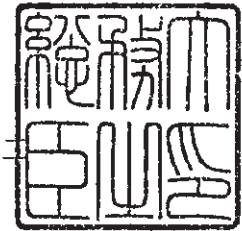
- 以上 -



総政企第362号
平成24年11月28日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
樽床伸



諮問第47号
住宅・土地統計調査の変更について（諮問）

標記について、総務大臣から平成24年11月14日付け総統勢第228号により別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

平成24年11月28日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「住宅・土地統計調査」の平成25年調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、総務大臣から申請のあった調査計画内容の変更を承認すること

一 変更の概要一

次の3種類の調査票により行われている本調査について、調査において報告を求める事項、報告を求めるために用いる方法等調査計画の内容を変更するもの。

住宅・土地統計調査の調査票の概要

調査票	調査内容	調査方法	報告者数
調査票甲（ショートフォーム調査票）	現住居や居住世帯、現住居の敷地等について把握する。	自計方式	約300万住戸 ^(注)
調査票乙（ロングフォーム調査票）	調査票甲の調査事項に加え、現住居以外の住宅・土地の所有状況について把握する。	自計方式	約50万住戸
建物調査票	建物の状況等について把握する。	他計方式	約350万住戸

(注) 「住戸」とは、我が国における住宅、住宅以外で人が居住する建物及びこれらに居住している世帯をいう。

具体的には、以下のとおり、設問及び選択肢の適正化や拡充とともに、必要性が低下した設問の削除等を行うもの。

(1) 調査票甲及び調査票乙に関し、次の調査事項の変更を行う。

変更内容	変更後	現行
従業上の地位、勤め先における呼称に係る選択肢の変更	「正規の職員・従業員」	「常雇」
	「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」	「臨時雇」
子の居住地に係る設問及び選択肢の変更	(設問の変更) 「子の住んでいる場所」	「別世帯となっている子の住んでいる場所」
	(選択肢の変更) 「子はいない」	「別世帯の子はいない(子がない場合も含めます)」
	(選択肢の統合) 「一緒に住んでいる(同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含めます)」	「一緒に住んでいる」及び「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」

東日本大震災の影響を把握する設問及び選択肢の追加	「東日本大震災による転居の有無」及び当該「転居の理由」	(設問の追加)
	「住宅の増改築、改修工事等」の選択肢に「東日本大震災による被災個所の改修工事をした」	(選択肢の追加)
設問の削除	(削除)	「水洗トイレの有無」、「洋式トイレの有無」、「浴室の有無」及び「洗面所の有無」
	(削除)	「自動火災感知設備の有無」

(2) 調査票甲に関し、次の調査事項の変更を行う。

変更内容	変更後	現行
設問の追加	「現住居以外の土地の所有」	(追加)

(3) 調査票乙に関し、次の調査事項の変更を行う。

変更内容	変更後	現行
所有区画の調査範囲の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地など：面積の大きい区画から順に3区画まで記入 ・農地・山林：所在する市区町村ごとまとめて所有面積の大きい順に2市区町村まで記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地などは所有区画ごとに、また、農地・山林は所在する市区町村ごとまとめて所有するすべてを記入
設問の削除	(削除)	「建物の所有者」

(4) 建物調査票に関し、次の調査事項の変更を行う。

変更内容	変更後	現行
設問の追加	「建物内総住宅数」	(追加)

(5) その他、調査票のデザイン・レイアウト、設問や選択肢の文言表現等の必要な改善を行うとともに、前回（平成 20 年）調査において導入し、一部の報告者を対象（対象地域：11 都道府県 15 市）に利用可能としていたインターネットによる報告方法を、全ての報告者を対象（対象地域：全市町村）に利用可能とする。また、これに伴う報告者からの照会件数の増加に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）の拡充を図る。

2 現行の住宅・土地統計調査の概要

本調査は、総務省が実施する基幹統計調査であり、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）下では同法第 2 条の規定に基づく指定統計（指定統計第 14 号）を作成するための調査として実施された。昭和 23 年に住宅統計調査として第 1 回調査を実施して以来、5 年周期で実施され、通算で 13 回実施されている（平成 10 年（第 11 回）調査からは住宅・土地統計調査として実施）。

本調査の目的は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることである。

総務省は、調査結果について、国や地方公共団体において住宅政策、土地政策など国民の住生活に係る様々な行政施策の検討に当たっての基礎資料として幅広く活用されていると説明している。

3 特記事項

- (1) 前回の平成20年住宅・土地統計調査に係る統計委員会の答申「平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」（平成19年12月10日付け府統委第26号）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、住生活総合調査（国土交通省が5年周期で実施している一般統計調査）との統合の是非等について検討することが求められている。
- (2) 総務省及び国土交通省は、上記(1)を受けて、統合の是非等について検討した。その結果、住宅・土地統計調査（調査票甲：A4版4面）と住生活総合調査（調査票：A4版8面）を統合した場合、調査票はA4版12面以上に相当する分量になるため、報告者負担の軽減や調査の効率的な実施を図る観点から、調査事項を大幅に削減せざるを得ない状況となるが、住宅・土地統計調査は、基幹統計調査として住生活関連諸施策の基礎資料を地域別（市区町村単位）に結果表章する重要な統計調査であり、既存の調査事項の大幅な削減は困難である一方、住生活総合調査の既存の調査事項についても、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく「住生活基本計画（全国計画）」（平成23年3月15日閣議決定）及び都道府県計画の指標等に使用されており、調査事項の大幅な削減は困難であるとの結論に至った。

また、総務省及び国土交通省は、両調査の統合は困難であるとしても、同時に実施することにより調査の効率化等を図れないかとの観点から、平成24年7月に実施する住宅・土地統計調査試験調査の一部の調査区において、住生活総合調査試験調査の実地調査を同時に行い、同時実施の可能性について検証を行った。その結果、同時実施に伴い調査票の回収率が低下することが明らかとなり、また、当該試験調査を行った地方公共団体からは、結果精度の悪化に加え、実査業務や事務負担が相当程度増加することが見込まれるとして、同時実施に反対する意見が多数を占めた。

以上のことから、総務省及び国土交通省は、両調査の統合や同時実施は困難であるとの結論に至ったと説明している。

- (3) なお、今般の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県等の地域においては、依然として仮設住宅での生活を余儀なくされている多数の方がおり、仮設住宅に対する調査に当たっては、行政記録情報（仮設住宅等入居申請情報等）の活用の余地等を含め、入居者の心情等に十分配慮した調査の実施が求められる。

平成25年住宅・土地統計調査の概要

調査の概要

- 調査の目的: 住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにする。
- 調査の周期: 昭和23年以来5年ごとに実施しており、平成25年調査は14回目に当たる。
- 調査日: 平成25年10月1日 午前零時現在
- 調査の対象: 約21万調査区、約350万住戸・世帯
- 主な調査事項: 住宅等に関する事項（居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方等）、世帯に関する事項（世帯の構成（世帯人員数、性別、年齢等）、年間収入、通勤時間、入居時期等）、東日本大震災に関する事項、住環境に関する事項（安全性、快適性等）、現住居以外の住宅及び土地に関する事項 等
- 事務の流れ:



- 利活用状況:
 - ・国及び地方公共団体が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画の住宅関連諸施策の策定及びその評価
 - ・国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価
 - ・国民経済計算の推計
 - ・大学その他の研究機関等における都市・住宅・防災等の研究



近年の重要課題（新たなニーズ）

- 平成25年調査においては、近年多様化している国民の居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、調査内容の見直し等を行う。
- 住宅等に居住する世帯の雇用形態及び居住状況の的確な把握
 - 少子・高齢化社会を支える居住環境の正確な把握
 - 東日本大震災発生に係る転居等に関する実態の把握
 - 調査環境の変化を踏まえた調査の効率的かつ円滑な実施



平成25年調査のポイント

- 住宅等に居住する世帯の雇用形態等をより詳細に把握するため、非正規雇用者の区分を細分化（調査票甲及び調査票乙）
- 子の住んでいる場所をより正確に把握するため、調査事項を変更（調査票甲及び調査票乙）
- 東日本大震災発生に係る転居等との関係を把握するため、震災による転居の有無、現在の住居状況、住宅被災箇所の改修工事の状況等を把握する調査事項を追加（調査票甲及び調査票乙）
- 土地推計精度の向上を図るため、現住居以外の土地の所有に係る調査事項を追加（調査票甲）
- 現住居以外の住宅・土地の所有状況に関する調査範囲について、面積の大きい順に、宅地等は3区画まで、農地・山林は2市区町村分までに変更（調査票乙）
- インターネット回答方式の導入対象・地域の拡大とこれに対応するためのコールセンターの拡充

「諮問第1号答申 平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」
(平成19年12月10日府統委第26号)における「今後の課題」

2 今後の課題

- (1) 住宅に関する施策が「供給量」の確保から「質」の確保を重視するものになってきているが、「質」のとらえ方については様々な考え方があることから、今後、調査事項を見直すに際しては、当該施策においてどのような「質」を確保すべきかについて留意しつつ、施策の立案者等との間で十分な検討を行う必要がある。
- (2) 住宅・土地に関する施策の企画・立案に際して、住宅の選択に影響を及ぼしている事項を明らかにする必要があると考えられることから、世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することについて検討を行う必要がある。
- (3) 本調査については、実施後に調査世帯の一部に対して住生活総合調査（仮称）が実施される予定となっており、2つの調査の結果が一体的に利用されることとなることから、住生活総合調査（仮称）との関係を整理し、統合すること等の是非及び可否を検討する必要がある。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）
 （抜粋）

別表 今後 5 年間に講ずべき具体的施策

「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。	総務省 （関連：国土交通省）	平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。

住宅・土地統計調査結果の利用状況

行政上の施策への利用

①住生活基本計画

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住宅性能水準や居住水準等についての指標を策定するための基礎資料として利用されている。

◆住生活基本計画（全国計画）

住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に基づき定められている住生活基本計画（平成 23 年 3 月 15 日閣議決定）において、安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理及び再生、多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保に関する目標設定や当該住生活関連施策の計画的推進のための基礎資料として利用されている。

②審議会等

◆産業構造審議会

住環境の改善・魅力ある都市の構築が牽引する経済成長及び住宅に対する潜在需要（住宅の建築時期別割合）に関する基礎資料として利用されている。

◆税制調査会

住宅・土地税制に関する基礎資料として利用されている。

◆土地利用計画等への利用

国や地方公共団体の土地利用計画、総合開発計画、大都市圏に関する整備計画、住宅マスタープラン、公営住宅建設計画、住宅・宅地融資計画などの企画・立案のための基礎資料や国土交通省地方整備局による地域ごとの住宅事情の現状の分析や住宅政策のビジョンを策定する際の基礎資料として利用されている。

③その他

◆東日本大震災への対応関係

被災地域における市区町村別の建物の被災概況を把握するための基礎資料として利用されている。

国民経済計算の推計への利用

民間支出における家賃の推計に、調査結果から得られる総床面積と家賃単価が利用されている。

白書等における分析での利用

①国土交通白書

- ◆都道府県別の空き家率
- ◆世帯別持ち家率の変化
- ◆子供世帯との居住場所の関係
- ◆東日本大震災における住宅の地域別の被災概況（推計）

②土地白書

- ◆住宅ストックの推移
- ◆全住宅流通量に占める中古住宅流通戸数の割合の推移

③経済財政白書

- ◆入居形態別割合に関するコーホート分析

④母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告

- ◆母子家庭等の住居の状況

地方公共団体における利用

地方公共団体における住生活基本計画（都道府県計画）等

- ・地方公共団体における住生活基本計画（都道府県計画）策定や住宅マスタープラン策定の基礎資料として利用されている。
- ・高齢社会におけるバリアフリー推進の基礎資料として利用されている。
- ・耐震改修工事の促進計画及び助成制度の検討の基礎資料として利用されている。
- ・公営住宅の供給目標量を算出するための基礎資料として利用されている。

学術研究等への利用

- ◆耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくりの研究
- ◆住宅市場の構造に関する研究
- ◆太陽熱を利用するソーラーシステムの導入、高气密化・高断熱化などを図った省エネ住宅の研究
- ◆居住コストや住宅水準が少子化に及ぼす影響に関する研究